

秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の背景

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年 6 月 11 日法律第 59 号。以下「改正法」という。）により、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から適切な配慮を行うため、環境大臣が調査を行い、これに伴って、環境影響評価法に基づく方法書等の手続を適用しないこととなりました。

この改正により、促進区域における秋田県環境影響評価条例（平成 12 年 7 月 21 日秋田県条例第 137 号。以下「条例」という。）の対象となる洋上風力発電事業については、環境大臣が調査を行うこととなるため、改正法と同様、条例に基づく方法書の手続を適用しないこととするほか、改正法に基づく海洋環境等調査方法書の案（以下「方法書案」という。）についての知事の意見に係る手続を定めるため、条例の一部を改正します。

改正の概要は次のとおりです。

2 改正の概要

（１）条例に基づく方法書の手続を適用しないこととする規定の追加

促進区域における出力 1 万 kW 以上（特定地域※は 7, 5 0 0 kW 以上）の洋上風力発電事業のうち、条例の対象となる事業については、条例に基づく方法書の手続を適用しないこととします。

※ 特定地域：国立公園、国定公園、県立自然公園等の環境の保全に関して特に配慮すべき区域

（２）方法書案についての知事の意見に係る手続の追加

方法書案について、環境大臣から環境の保全の見地からの意見を求められた際、環境影響評価法や条例の対象となる他の事業と同様に、秋田県環境影響評価審査会の意見を聴き、それを勘案した上で、書面で意見を表明することとします。

3 今後の予定

（１）公布

令和 8 年 3 月

（２）施行

改正法の施行日と同日